

農業者年金に加入しましょう

農業者のための年金で

ゆとりある老後を送りましょう

農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、保険料助成を通じて、農業の担い手を確保することを目的とした農業者のための年金です。

●加入の要件

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は、どなたでも加入できます。農地を所有していない農業者や配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。脱退も自由です。



①少子高齢化時代に強い年金

自分が積み立てた保険料と、その運用実績により、将来受け取る年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金です。加入者や受給者の数に影響されない安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上



げられることもあります。

②終身年金で80歳までの保証付き

農業者年金は、65歳から生涯支給されます。加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取る予定であった年金（老齢年金）が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

③公的年金ならではの税制上の優遇

措置

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税の節税になります。

④保険料の額は自由に決定

自分が必要とする年金額に合わせ、月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に決められます。また、農業経営の状況や老後の設計に応じて、いつでも見直すことができます。

⑤農業の担い手には手厚い政策支援（保険料の国庫補助）

認定農業者など一定の要件を満たす方は、保険料のうち国から助成を受けることができます。

※詳しくは、農業

委員会事務局へ

お問い合わせく

ださい。



農地利用状況調査を実施

耕作放棄や違法転用を防ぎましょう

農業委員会では、9月と10月に、市内の農地を対象に、利用状況調査（農地パトロール）を行いました。

農地は次世代へつなぐ限られた大切な資源です。耕作放棄された農地は、周囲の優良な農地に迷惑をかけるだけでなく、不法投棄の誘発や枯草火災を招く危険性があります。

耕作放棄を防ぐためには、農地の所有者が農地を管理する意識と責任をしっかりと持ち、日ごろから農地が荒れないように務めていく必要があります。

今後は、調査した内容をもとに農地を管理していただくように指導を行い、違反転用については、農地への復元指導を行っていく予定です。

農作物への散水は

周りに注意をはらいましょう

スプリンクラーなどの散水が道路にはみ出ると、通行の支障や交通事故の原因にもなります。

マナーを守り、周囲に迷惑をかけないよう心がけましょう。

農地に関するQ&A

Q 自分の農地に

家を建てる場合、どのような手続きが必要ですか。

要ですか。



A 農地に家を建てるなど、農地を農地以外の目的で使用することを転用といいます。自分名義の農地を転用する場合は、農地法第4条の許可申請が必要です。また、他人の農地を買ったり、借りたりして転用する場合は、農地法第5条の許可申請が必要となります。

また、これらの申請は、許可後、すみやかに実行できる計画でなければなりません。「いずれ家を建てるので、先に農地を買っておきたい」など、農地取得のみを目的にした申請は許可されません。

なお、転用が認められない場合もありますので、事前に農業委員会事務局にお問い合わせください。

